

## 長瀬町国民健康保険被保険者証を更新します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は7月31日となっています。新しい保険証を、確実にお届けするように7月中旬から「簡易書留郵便」で発送します。

保険証の記載内容の誤り等がありましたら、町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎた古い保険証は、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、役場町民課にお持ちください。

### ～ 国保からのお願い ～

国民健康保険への加入・脱退の手続きは、事業所などからの報告により自動的にされるものではなく、本人（家族）が手続きをする必要があります。

次のような方は、国保の保険証、社会保険の保険証、年金手帳、印鑑、世帯主と対象者のマイナンバーのわかるものを持参し、役場町民課で手続きをお願いします。

※就職して職場から保険証を交付された方、その扶養に認定された方

※会社を退職された方、任意継続が終了された方

**問合せ** 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援のため、給付金を支給します。

### <ひとり親の世帯>

・支給対象者

①～③のいずれかに該当する方。

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

・支給方法

支給対象者の①に該当する方は、申請書の提出は不要です。②又は③に該当する方は、申請書の提出が必要です。

### <ひとり親世帯以外の世帯>

・支給対象者

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等で①又は②に該当する方（令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）。

①令和4年度住民税（均等割）が非課税の方

②令和4年1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）

・支給方法

支給対象者の①のうち令和4年4月分の特別児童扶養手当の受給者または児童手当の受給者（公務員を除く）の方は申請書の提出は不要です。それ以外の方（高校生のみ養育している方、公務員の方、家計急変者）は申請書の提出が必要です。

### <共通事項>

・支給額 児童一人当たり5万円

・申請期限 令和5年2月末日

・申請受付場所 役場健康福祉課窓口

※支給対象者のうち、申請書の提出が不要な方には、町から給付のお知らせを送付します。給付金の支給を希望しない方は、受給拒否届出書を提出してください。

※申請書類は、町HPからダウンロードしていただくか、窓口でも配布しています。

**問合せ** 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線134、135